

施設利用許可規程

(趣旨)

第1条 この規程は、妙高市（以下「市」という。）が承認した者がSHIBUYA QWS（以下「QWS」という。）を利用する場合に必要な事項を定めるものである。

(利用の範囲)

第2条 市は、本市出身者、市内の居住者、事業者、起業家及び起業を検討している者並びに起業支援関係者等が交流又は共創を目的にQWSを利用する場合は、その利用を認めることができる。

(利用申請)

第3条 QWSの利用を希望する者は、「SHIBUYA QWS利用申請書」（以下「申請書」という。）を市に提出し、承認を得なければならない。

(利用承認)

第4条 市は、前条により利用申請があった場合、申請書を審査し、次条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、QWSの利用を承認し、申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第5条 市は、QWSの利用の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、利用承認を行わない。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 法律、条例、規則、QWSの会員規約、利用規約等及び本規程に反するとき。
- (4) 施設を損傷、滅失するおそれがあるとき。
- (5) 申請書に虚偽の記載があるとき。
- (6) 他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) 同じ時間帯の利用者が、市とQWSによる施設利用契約に定める人数を超えるとき。
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用承認の取消)

第6条 利用の有無に関わらず、本規程に反すると市が判断した場合は、利用承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第7条 市の承認を得た場合の利用料金は、免除とする。

(利用時間及び期間)

第8条 QWSの利用可能時間は、午前9時から午後10時まで（最終受付は午後9時30分）とする。

2 QWSの利用期間は、原則として1週間以内とする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、本規程及びQWSが定める施設の会員規約、利用規約等を遵守しなければならない。

(事故責任の所在)

第10条 利用に伴い生じた事故の責任は、利用者が負うものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その利用により施設又は設備を損傷し、若しくは滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。